

幸田町部活動ガイドライン

2024年3月改定

幸田町教育委員会

目次

はじめに	1
1 部活動の位置付け	2
2 部活動の意義	2
3 指摘されている部活動の課題	
(1) 生徒の健康・安全面から	3
(2) 教員の適切な勤務・業務から	3
4 適切な部活動の実施に向けて	
(1) 休養日や活動時間の設定	3
(2) 組織的な運営体制の整備	4
(3) 顧問の役割（指導上の留意点）	5
(4) 保護者及び地域との連携	6
(5) 安全の確保と緊急時の対応	7
(6) 体罰の根絶	7
(7) その他	8
おわりに	9

はじめに

学校の部活動は、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図る貴重な場となっています。また、目標を持ち、仲間とともにその実現に向けて日々努力する中で、達成感を得たり、自尊感情を育んだりすることのできる大切な場でもあります。あわせて、生徒の豊かな人間性を育むとともに、生涯にわたってスポーツや文化及び、科学等に親しむ態度を育み、自主性や協調性、責任感、連帯感を養う場となってきました。このように、部活動は、生徒の多様な学びの場として、極めて重要な役割を果たしています。

しかし一方で、今日においては、社会・経済の変化等により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校の部活動運営においても様々な課題が増えています。部活動に対する生徒や保護者の期待やニーズの変化への対応、生徒の健康面や望ましい集団づくりへの配慮、さらには、部活動の指導に当たる教員の多忙化など新たな課題も見受けられ、教員が授業等の教育活動に専念しづらい状況になっているという現状があります。

このような課題や現状を踏まえ、これまで各学校で大切にされてきた部活動の意義や留意点を今一度振り返り、部活動がより効果的で持続可能な活動であるための指針として、「幸田町部活動ガイドライン」を作成することにしました。

このガイドラインの趣旨を踏まえ、各学校が部活動の運営や指導のさらなる充実を図り、部活動が生徒の生きる力の育成につながっていくことを期待しています。

2019年 3月
幸田町教育委員会

1 部活動の位置付け

中学校の部活動は、学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月告示）※抜粋

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 部活動の意義

学校における部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化、科学等に共通の興味や関心を持つ生徒によって行われる活動であり、心身ともに大きく成長する中学生にとって、授業や学校行事などでは得られない貴重な経験のできる場である。体力の向上や健康の増進はもちろん、学習意欲の向上も期待できる。スポーツや文化、科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育てる上で、部活動が担う役割は、大きなものがある。

目標意識を持って異学年が一つになって取り組む部活動は、社会性や公共心を育むとともに、豊かな人間関係を形成し、生徒の健全な心身の育成につながる。また、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員と密接に触れ合う場としても大きな意義を有している。

このように、部活動は、生徒のスポーツや文化及び科学等の活動と人間形成を支援するものであり、その適切な運営は、生徒の生きる力の育成や学校生活の充実につながるものでなければならないと考える。

3 指摘されている部活動の課題

スポーツ庁等の調査から、次のような課題が指摘されている。

(1) 生徒の健康・安全面から

- 長時間の活動は、睡眠不足など日常生活や学業に支障をきたすおそれがある。
- 過度な活動が続くことで、スポーツ障害やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥るといった事例がある。
- 顧問の精神論に基づく不適切な指導や勝利至上主義の下で行われる指導は、精神的、肉体的負担を招きかねない。

(2) 教員の適切な勤務・業務から

- 長時間にわたる部活動指導や休養日が十分でない部活動指導は、教員の長時間勤務につながり、多忙化の一因となっている。
- 放課後や休日の部活動の指導に過度に時間を費やすと、授業準備や生徒と向き合う時間が十分に確保できない。
- 経験のない部活動の顧問を任されることにより、精神的負担がかかる。

4 適切な部活動の実施に向けて

(1) 休養日や活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒の健康管理と教員の多忙化解消の両面を考慮し、以下を基準とする。

【休養日】

- 学期中は、平日の2日と、週末1日（土または日曜日）の3日を休養日とする。

- 学校行事や天候状況、大会・コンクール等（以下、大会等という。）に備えてのコンディション作りや大会等への参加のため、やむを得ず休養日に活動する場合は、休養日を他の日に振り替える。（振り替える休養日については、事前に生徒及び保護者に連絡する。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準ずるが、**平日の1日と土曜日・日曜日の両日、計3日を休養日としてもよい。**また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 勉強時間を確保するため、従来同様、テスト期間中は部活動を実施しない。

【活動時間】

- 始業前の活動は原則行わない。
- 学期中の平日は、**1週間の合計活動時間を4時間以内**とする。（日没時刻等を考慮して各学校が定めている下校時刻に合わせて活動する。）
- 学校の休業日（土・日曜日、祝日および長期休業中）は、1日の活動時間を3時間程度とする。
- 学校の休業日に、大会等に向けてのコンディション作りのため、活動時間を超過する場合は、超過した活動時間を必ず別日に振り替えて休養日とする。（振り替える活動時間については、必ず事前に生徒及び保護者に連絡する。）
- 学校の休業日に、練習試合や大会等のため、活動時間を超過する場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意する。

（2）組織的な運営体制の整備

- 校長は、生徒や教員数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間労働解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。

- 校長は顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施のため、教員の他の校務分掌等も考慮の上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する。（経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教員が顧問になる場合は、過度の負担がかかる場合があるので留意が必要である。）
- 校長は、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、毎年度、各学校における部活動の目標や運営方針を策定する。
- 顧問は、各学校で定めた部活動の目標や運営方針に従い、参加する大会等を精選した上で、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。作成に当たっては、生徒の事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意し、発達段階に応じた活動計画を立てる。
- 校長は、運営方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

（３）顧問の役割（指導上の留意点）

顧問は、部活動に関する学校の目標や運営方針を踏まえ、他の教員とも連携・協力し、活動計画に基づいた運営及び効率的・効果的な指導を行う。

- 生徒の望ましい生活習慣と豊かな人間性を育成する。
挨拶の励行、言葉遣いや返事、服装、部活動の準備や後片づけ、登下校の安全やマナー、時間厳守等、規律ある活動を通して、生徒の望ましい生活習慣と豊かな人間性を育む。
- 生徒の意欲や自主性を育成する。
生徒が自ら意欲を持って部活動に取り組めるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が必要である。生徒の良いところを見つけ伸ばしていく指導と、足りないところを指摘しながら補っていく指導を、場面に応じて適切に行い、生徒の自主性を育成する。

- 良好な人間関係を形成する。

結果や技術の向上だけにこだわるのではなく、励まし合い、お互いを支え合える仲間づくりを重視した指導を心掛ける。顧問と生徒との信頼関係や、上級生と下級生、生徒間における良好な人間関係の形成に努める。

- 合理的かつ効率的・効果的な活動内容を検討する。

生徒の発達段階を無視した過度な活動は、生徒の心身に疲労を蓄積し、スポーツ障害や外傷の要因になるだけでなく、部活動本来の目的を見失う恐れもある。科学的な手法を取り入れ、合理的かつ効率的・効果的な活動内容等を検討し、導入する。

- 生徒の状況を把握し、適切にフォローする。

活動の目標によっては、肉体的・精神的に大きな負荷のかかる場合がある。個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、活動中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら、適切にフォローする。

(4) 保護者及び地域との連携

部活動は、学校教育の一環として行われており、日常の教育活動や学校行事などと同様に、十分に保護者及び地域の理解を得る必要がある。

- 部活動について、保護者や地域に対して積極的に情報を発信する。運営方針や活動計画を保護者や地域に知らせることで、家庭や地域と連携した部活動運営に努める。

- 活動にかかる費用等については、事前に保護者に文書等を配布し、理解や協力を得るよう努める。

- 活動中のけがや病気については、適切な対応をとった後、すぐに保護者に連絡する。

- 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）について、保護者に応援依頼をする等、日頃から保護者との信頼関係を築き、生徒の活動が充実したものになるよう努める。

- 生徒の活動内容の充実と教員の負担軽減のために、地域の専門性を有する指導者から積極的に指導・助言を受ける。

(5) 安全の確保と緊急時の対応

生徒のバランスのとれた生活や成長のために、健康・安全に留意した適切な活動を行う必要がある。

- 活動前に、必ず生徒に対して注意を促し、自らの健康状態について関心や意識を持たせる。活動に際し、健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒は、決して無理をさせない。
- 活動時の気象条件に十分に留意する。特に、高温や多湿時には、WBGT値にも留意し、十分に水分や塩分が補給できる休憩時間を確保し、熱中症を予防する。WBGT値によっては、活動を中止したり見直しをしたりする等、柔軟に対応する。
- 暴風や雷、激しい雨等の情報収集に努め、急激な天候の変化には、迅速に対応する。
- 活動場所の施設設備等については、常にその状態を把握するとともに、必要に応じて臨時の安全点検を実施し、事故防止に努める。
- 安全点検等の実施に当たっては、生徒の視点からも危険が感じられる箇所について点検を行う。また、生徒にも安全確認の習慣化を図る。
- 校内で事故が発生した場合に備え、日頃から救急対応マニュアルを教職員が共通理解し、緊急体制を確立しておく。

(6) 体罰の根絶

体罰は、学校教育法第11条において禁止されている。部活動においても、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒の手段として体罰を行うことは禁止されており、暴行罪や傷害罪などの犯罪行為であることを顧問一人一人が認識しなくてはならない。

- 指導に当たって、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は絶対に行ってはならない。
- 体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒に、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことを十分認識しなくてはならない。

○ 体罰を「指導方法の一つ」「指導の一環」と捉えることは間違っており、こうした考えは改めなければならない。

○ 学校は、部活動を始め学校の教育活動全体における体罰根絶に向けて、全教職員で取り組まなければならない。

(7) その他

○ クラブとしての活動については、部活動とクラブの境界があいまいで、生徒及び保護者が練習への参加の可否を自発的に判断しづらいことや、クラブが部活動の一部とみなされてしまう恐れがあることから、教員が運営や指導の主体となる任意のクラブは実施しない。

○ 地域スポーツクラブと部活動との関わり方については、健康づくりのための適切な運動や生涯スポーツの推進、地域との連携といった観点を大切にする。

おわりに

部活動は、子どもの人生に大きな影響を与える。

仲間とともに、同じ目標に向かって日々努力する子どもがいる。

その姿に応えるように真剣に指導する教師がいる。

子ども同士、子どもと教師の間で繰り広げられる真剣勝負が培うものは、その先の人生に大きな影響を与える。

部活動は、多くの人の心に、かけがえのない宝物を刻む。

子ども、教師、保護者。

それぞれにとってのパフォーマンスと結果、そして、結果までの道のりがある。

皆が、一様にそれらを自分事に捉え、喜び、苦しみ、涙し、そして心に刻む。

部活動を通して、皆が共有するものは、かけがえのない宝物となる。

思春期真っ只中の子どもに、心身ともに「人」としての成長を促すため、部活動は、極めて重要な役割を果たしてきました。しかし、子どもを取り巻く状況の変化や教職員の働き方改革など、社会情勢が大きく変化する中、今までの部活動の在り方を見直す時期がきています。

「幸田町部活動ガイドライン」では、部活動における教育的意義を踏まえ、子どもが安全に安心して部活動に参加できることや教職員にとって部活動指導が過度な負担とならないことを考慮し、効果的で持続可能な活動であるための指針を示しています。

幸田町の部活動においては、本ガイドラインの趣旨を踏まえた上で、本来の教育的意義を十分発揮して、子どもの生きる力の育成や豊かな学校生活の実現を目指し、最終目的である「人を育てる」ことの一助となることを切に期待します。

2019年 3月
幸田町教育委員会

【参考文献】

・平成30年3月

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）

・平成30年9月

「部活動指導ガイドライン」（愛知県教育委員会）

・平成30年12月

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）

・令和2年9月1日

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（スポーツ庁、文部科学省）